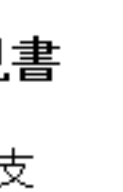


平成20年第1回定例会意見書全文



結果一覧へ

道路の維持管理及び整備に必要な財源確保に関する意見書

住民の日常生活や通勤・通学に不可欠な道路は、人・物・情報の移動を支え、地域経済・社会活動を促進する最も基礎的な社会基盤であるが、少子高齢化が急速に進展する中、良好な都市環境の形成や安全で安心できる暮らしの実現のために、バリアフリー化や交通安全対策、電線類の地中化に加え道路の防災対策、救急医療対策なども喫緊の課題である。

さらに、更新時期を迎える橋梁等の多くの既存道路施設を効率的かつ計画的に維持管理していくことも大きな課題となっている。

本市においては、21世紀における都市づくりの基本目標である「人とまちいきいきと幸せに輝く都市」を目指し、毎年、道路特定財源のみならず多額の市費を投入しながら、既存道路を適切に維持管理するとともに、骨格となる幹線道路から生活道路に至る道路網を体系的に整備するため、着実に事業を推進してきているところである。

万一、これに必要な財源が大幅に減となると、地方が真に必要な道路整備や既存道路の維持管理が極めて困難となる(まか、予算関連法案が年度内に成立しなければ、予定した歳入が見込めず、来年度の財政運営に深刻な影響をもたらすこととなる。

よって、本市議会は国に対し、道路整備などの重要性と地方の現状を十分踏まえ、下記事項について早急に実現されるよう強く要望するものである。

記

- 1 地方公共団体が行う道路整備の財源を確保し、充実するとともに、今後増大する維持管理費に対応できるようにすること。

- 2 地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、予算関連法案を年度内に成立させること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月25日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 国土交通大臣
総務大臣 あて 衆議院議長 あて
財務大臣 参議院議長



先頭へ

地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書

景気・経済状況は回復傾向にあると言われているが、一部の地域や年齢層では依然として厳しい雇用環境が続いている。また、企業の収益が労働者の賃金に反映されていないとの指摘がある。こうした状況の中で雇用問題をめぐり、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差を是正すること、日雇い派遣等問題が多い労働者派遣制度を見直すこと、長時間労働による心身の健康被害、過労死や過労自殺を防ぐために労働時間の短縮を図る対策を拡充すること、非正規雇用の割合が多い若年層に対する安定した就労に向けた支援等が課題となっている。

人口減少時代の到来により労働力不足が危惧される中、雇用・就業対策は、縦割り行政を改め、教育・労働・産業の各分野において、人づくり政策、教育政策との連携を図り、地域の実態にあわせた総合的な雇用対策を推進する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 パート社員、有期契約社員等と正社員との間の、合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現すること。

- 2 一時的・臨時的雇用としての労働者派遣の原点に立ち返り、雇用が不安定で使用者責任が不明確な日雇い派遣等について見直しを行うこと。

- 3 メンタルヘルスの不調、過労死、不払い残業の横行などを速やかに減らし、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)に配慮した労働時間の実現を目指すよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進し、ホワイトカラーイグゼンションを焼き直した「自立的労働時間制度」を導入しなすこと。

- 4 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOの振興による雇用創出など地域主体の実効性のある雇用施策を創設するとともに、公労使による「地域雇用推進会議」を設置する等の実効性を確保すること。

- 5 雇用が不安定な若年者の就労を促進するため、公共職業安定所において求職から就職まで個人アドバイザーによる相談・助言をマンツーマンで実施し、教育・職業訓練などの支援策を確立すること。また、若者の就業対策としてその効果が評価されている中学校二年時の職場体験学習を全国化するため、必要な支援措置を行うこと。

- 6 特に有期雇用労働者の育児・介護休業の取得推進を図るとともに、保育体制の拡充、学童保育の支援体制をあわせて、働く親の仕事と家庭の両立支援措置を推進すること。

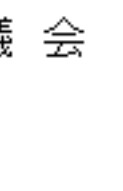
- 7 特に厳しい障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図り、障害者雇用支援策の展開を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 経済産業大臣
文部科学大臣 あて 国土交通大臣 あて
厚生労働大臣 環境大臣



先頭へ

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進む中で、介護保険は介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっている。

そうした中で、改正介護保険法により、介護予防に重点が置かれ、軽度の要介護者のサービス給付内容が再編され、介護老人福祉施設等を利用する際の食費や光熱水費・居住費が自己負担となった。

介護保険を持続可能な制度とするには、これから我が国が迎える超高齢社会において、国民が安心して安定した暮らしを営むために欠かせないものであるが、サービス水準を低下させ、新たな自己負担の導入によって介護保険が使いつらいものとなれば、介護保険制度創設の趣旨を大きく損ねることになる。制度を運用するに当たっては、介護保険制度の信頼を高めていくことが肝要である。

よって、本市議会は国に対し、介護保険制度の安定と充実のために、下記の施策を早急に実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 要介護認定にばらつきがあるとの指摘を踏まえ、認定基準の見直しを行うこと。

- 2 療養病床再編については、介護の場から追い出される高齢者を出さないよう、療養病床の削減計画について実態を踏まえたものに見直すこと。

- 3 良質なグループホームの増設など、良質な介護・医療が提供できる体制を整備すること。

- 4 介護労働者の賃金を大幅に引き上げ、職員の賃質向上のための研修の機会の拡充を図ること。

- 5 介護事業者が適切に事業を行うよう、指導・監督を強化すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて 厚生労働大臣 あて



先頭へ

銃器犯罪の根絶を求める意見書

昨年4月17日、長崎市長選挙の期間中に、候補者が銃撃され死亡するという凶悪な事件が起こった。動機は何であれ、民主主義の象徴である選挙の候補者を銃撃し、殺害したテロ行為に国民は強く憤るとともに、再発防止を願ったのである。

しかしながら、その後も11月8日には武雄市で、入院中の市民が暴力団員に拳銃で射殺される事件が発生し、また12月14日には、佐世保市のスвимミングスクールで散弾銃を乱射し、2名が死亡、子供2名を含む6名にけがを負わせる事件が起こっている。

このような事件が発生するたびに、国民が安全で安心して生活できる社会の実現を願い、暴力の撲滅や銃器犯罪の追放を求めてきたところであるが、昨今の銃器犯罪等が一般の市民社会にも広がっていることは重大な問題である。政府関係機関は総力を挙げ、銃器の流通など事件の真相究明を徹底するとともに、暴力団の撲滅も含めた取り組みを強化することが求められている。

よって、本市議会は国に対し、相次いだ銃器犯罪が二度と起きないよう、厳正な銃刀法(銃砲刀剣類所持等取締法)の執行を行い、銃器犯罪を根絶するよう強く求めるものである。

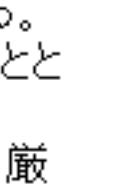
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて 警察庁長官 あて
国家公安委員会委員長



先頭へ

地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン(地デジ)放送は、2003年12月に三大広域圏(関東・中京・近畿)において開始され、2006年12月には全都道府県・全放送事業者の親局において開始された。政府においては「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」を策定し、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階としての取り組みが行われているところである。

これら7次の行われた行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、完全移行するまでの残された期間においては、放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。今後約3年間で地デジ放送の受信に未対応の世帯も含め、普及世帯や普及台数を確保することは困難を要するものと考えられる。

特に、地デジ放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済的弱者への支援策が求められており、また、視聴者の地上デジタル受信機の購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深めるための広報や支援する方策が求められているのである。

よって、本市議会は国に対し、地デジ放送の受信対策を推進するため、下記の事項について政府を挙げた取り組みを行うよう強く求めるものである。

記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めるとともに、経済的弱者への支援策についても十分に配慮すること。

- 2 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を全国に設置し、きめ細かい対応が可能なサービス体制を整備すること。

- 3 デジタル中継局整備等について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。

- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないよう努めること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて 総務大臣 あて



先頭へ

「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書

昨年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存し続け(ば、今世紀末には平均気温は4.0度(2.4~6.4度)上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講ずるよう警鐘を鳴らしている。

そのために、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー政策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきである。

石油脱却に向けてかき握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料であり、石油に依存する社会にかわる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、国を挙げてバイオマス活用の推進を図るべきである。

よって、本市議会は国に対し、地球温暖化防止のためのバイオマス活用の推進や、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」の総合かつ計画的な推進のために、「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を強く要望するものである。

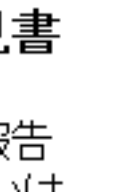
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 国土交通大臣
文部科学大臣 あて 環境大臣 あて
農林水産大臣 衆議院議長
経済産業大臣 参議院議長



先頭へ